

各省庁の取組

目次

I. 児童の権利に関する条約

- 国際協力
- 広報，意識啓発，研修
- 児童の最善の利益，児童の意見の尊重
- 生命，生存及び発達に対する権利
- 私生活の保護，肖像の保護
- 情報へのアクセス，有害な資料からの保護
- 児童がヘルプラインを活用できること
- 障害者
- 健康及び保健サービス
- 薬物乱用
- 社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び施設
- 教育についての権利
- 休息，遊び，余暇，レクリエーション，文化的及び芸術的活動
- 経済的な搾取
- 売買，人身取引及び誘拐
- 他の形態の搾取
- 少年司法の運営

II. 児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の 選択議定書

- 広報，意識啓発，研修
- 児童売買等の禁止

III. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定 書

- 広報，意識啓発，研修

I. 児童の権利条約

(国際協力)

1. 草の根・人間の安全保障無償資金協力により多くの学校や井戸等を建設し、研修員受入れや専門家やボランティアの派遣などの技術協力を実施しており、児童の教育や保健・医療面で貢献してきた。

教育に関しては、昨年9月に我が国の教育協力分野の政策である「平和と成長のための学びの戦略」を発表。重点的な取組分野の一つに女子教育支援（教育におけるジェンダー格差の是正）を挙げ、引き続き、女子教育支援に取り組んで行く。保健分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現と継続のため積極的に貢献している。

2. 我が国は、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム等を通じて、母子の健康、福祉の向上、児童の教育の普及に広く裨益する医療保健、教育分野において、途上国の草の根レベルでの支援活動を行っている我が国NGOに対し資金面での協力を実施。我が国は、2006年度から2016年12月までの間に、日本NGO連携無償資金協力では88.9億円、ジャパン・プラットフォームでは151.5億円、JICA草の根技術協力事業では2015年度から2016年12月までの間に18億円の支援を行った（母子・地域保健、教育関連事業の合計）。

3. 我が国の教育分野の経験を活かし、ボランティア派遣を通じた児童教育支援を行っている。特に「現職教員特別参加制度」の拡大・推進等を通じ、現職教員による同事業への参加を促している。

4. 我が国では、ASEAN各国の関係者の人身取引対策（児童含む。人身取引被害者保護・自立支援促進、体制の整備）に関する取り組みの相互理解促進、又より効果的な地域連携の促進を目的とした研修を実施してきている。

5. 我が国は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）を通じ、次のとおり教育分野での協力を実施している。①万人のための教育（EFA）の目標達成のため、識字教育事業、初等教育の人材養成事業等を支援する「万人のための教育信託基金」（2006年～2008年度合計2億9,200万円拠出）及びアジア・太平洋地域における教育の充実と質の向上のための事業を支援する「アジア太平洋地域教育協力信託基金」（2009年～2015年度合計4億1,199万円拠出）。②持続可能な開発のための教育に関する事業への支援としての「持続可能な開発のための教育信託基金」（2006年～2007年度4億円

拠出),「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」(2008年~2014年度18億4,817万円拠出)及び「ESDグローバル・アクション・プログラム(GAP)信託基金」(2015年度1億5,200万円拠出)。これ以外の支援事業については第3回政府報告パラグラフ63及び64参照。

6. 内閣府PKO事務局はこれまで、武力紛争における児童の権利・福祉の保護・向上のため、または難民や国内避難民の児童等、武装集団による徴集の危険性の高い児童の保護のため、国際平和協力業務(東ティモール、ネパール、スーダン、ハイチ、南スーダン等)、物資協力(スリランカ、スーダン、イラク、パレスチナのほか、国連ハイチ安定化ミッション、シリア難民救援のための国際移住機関、国連南スーダン共和国ミッション等)を実施。

(広報, 意識啓発, 研修)

7. 以下のとおり。

(広報, 意識啓発)

主体	内容
法務省	<p>「子どもの人権」をテーマとした講演会や研修会のほか、主に小・中学生を対象にした人権教室において、児童の権利に関する条約等の周知を図っている。</p> <p>ジェンダーに基づく差別に対処すること、また、障害のある児童、少数民族及び先住民族に属する児童の権利の享受を確保することも含め、「子どもの人権を守ろう」、「女性の人権を守ろう」、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」、「外国人の人権を尊重しよう」「アイヌの人々に対する理解を深めよう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会や研修会の開催、啓発冊子の配布、啓発ビデオの作成及び貸出し等、各種啓発活動を実施している。</p> <p>不利な及び脆弱な立場にある児童も含め、未来を担う児童の人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。また、いじめの防止等の人権尊重思想を若年層に普及させるため、スポーツ組織等の民間団体と連携・協力した啓発活動を実施するなど、各種啓発活動を実施している。</p>
内閣府	<p>「子供・若者育成支援強調月間」(毎年11月)において取り組む事項に本条約の広報・啓発を盛り込むなど、関係各方面への広</p>

	<p>報・啓発を推進している。</p> <p>(女性に対する暴力)</p> <p>内閣府は、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)の2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間と定め、地方公共団体、民間団体等との連携・協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等)に関する取組を一層強化することとしている。</p> <p>また、内閣府は、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、人身取引対策に関するポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、日本旅行業協会等に配布して広報啓発に努めた。</p>															
外務省	<p>外務省ウェブサイトにおいて、児童の権利条約に関するコーナーを設け、児童の権利条約、児童売買等選択議定書、武力紛争選択議定書、政府報告、最終見解及び児童の権利条約リーフレットの電子データ等を掲載し、国内広報に努めている。</p> <p>2010年3月、外務省・ユニセフの共催により、「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を開催。</p>															
文科省	<p>(学校)</p> <p>学校においては、この条約等人権に関する国際法の意義と役割、基本的人権の尊重、児童の成長や人間形成について指導することとなっている。2008年に改正した学習指導要領においても、例えば、小学校の社会科、中学校の社会科(公民的分野)、高等学校の現代社会、政治・経済、小・中学校の道徳などにおいて、基本的人権の尊重や人権に関する国際法の意義、差別をしないことなどについて取り扱うこととされている。</p> <p>(大学)</p> <p>大学における教育課程の編成は、各大学がその理念・目的に応じ、自主的に決定し、自らの責任において実施するものであるが、子どもの権利擁護、子どもが一人の人格として社会参画できる条件作りに関する教育などを行う大学は前回報告時と比べて増加している。</p> <p><子どもの人権に関する授業科目を開設している大学数></p> <table border="1" data-bbox="411 1800 1375 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>国立大学</th> <th>公立大学</th> <th>私立大学</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2003年度</td> <td>34</td> <td>7</td> <td>61</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>2013年度</td> <td>56</td> <td>26</td> <td>243</td> <td>325</td> </tr> </tbody> </table>		国立大学	公立大学	私立大学	合計	2003年度	34	7	61	102	2013年度	56	26	243	325
	国立大学	公立大学	私立大学	合計												
2003年度	34	7	61	102												
2013年度	56	26	243	325												

(研修)

対象	内容
裁判官	裁判官の研修を担当する司法研修所では、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対する研修の中で、人権擁護に携わっている機関の職員による講演を通じて、児童売買等の課題を含む人権問題について裁判官の理解を深める取組を行っているほか、国際人権規約や児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書などの各種国際法規に係る種々の問題についての講演を実施している。さらに、その他の研修においても、少年事件や子の監護を巡る諸問題に関する共同研究等、児童の権利、保護及び福祉に関する諸問題を取り上げたカリキュラムが行われており、その中で、児童の権利に関する理解を深めている。
司法修習生	また、法曹資格を取得するために原則として受ける必要のある司法研修所における司法修習においても、児童の権利に関する条約を含む国際人権全般に関する講義を行っているほか、少年事件や子の監護が問題となる事件についての修習を実施し、さらに、関心のある修習生に対し、その理解を深化させるために、児童の権利、保護及び福祉について学ぶ機会を設けている。
検察官	検察官については、その経験年数等に応じた各種研修において児童の権利に関する条約をテーマとした講義を実施するなどし、条約内容の周知が図られている。
矯正職員	矯正施設の職員については、矯正研修所及び同支所（全国8か所）等の各種研修において、「児童の権利に関する条約」等被収容者の人権に関する国際準則に係る研修科目を受講させるなど研修を実施し、条約内容等の周知を図っている。

<p>保護観察官及び保護司</p>	<p>保護観察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、児童の権利等に配慮して少年の保護観察等に当たるよう徹底を図っている。</p> <p>特に、新任保護観察官に対する研修においては、児童の権利等についての理解を深めさせるほか、児童の発育等に関するカリキュラムや、カウンセリングに関する知識及び技術の獲得を目的としたカリキュラムを設定し、保護観察を受けている少年に対し、自己の意見の表明を促すことや、その意見を相応に考慮することの重要性について学ぶ機会を設けている。</p> <p>なお、保護司に対しても、保護観察所が実施する各種研修において、少年の保護観察等に当たる際に、児童の権利等に配慮するよう啓発に努めている。</p>
<p>人権擁護行政に携わる職員</p>	<p>法務省では、全国の法務局及び地方法務局の人権擁護部（課）職員に対し、人権に関する専門科研修を毎年実施しており、カリキュラムの中に児童の人権に関する科目を設けているほか、地方公共団体の人権啓発担当部局の職員に対し、人権啓発指導者要請研修会等を実施し、児童の人権及び本条約についての講義を行っている。また、全国の法務局及び地方法務局においても、人権擁護部（課）職員を対象として、人権実務研修を実施し、その中で本条約を始めとする児童の人権に関する講義を行っている。</p>
<p>入管職員</p>	<p>入国管理局関係職員については、各種研修プログラムの中で、外部講師（大学教授等）等により、児童の権利条約を含む人権関係条約等の教育を行っている。</p>
<p>警察</p>	<p>警察では、警察大学校や管区警察学校で開催する専科等において、都道府県警察本部の幹部警察官等に対して、児童の権利の擁護に関する教育を実施している。</p> <p>警察学校において、新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、児童の権利等の人権教育や、少年の保護活動等に関する教育を行っている。また、少年警察活動に従事する職員に対し、児童の権利の擁護に配慮した適正な職務執行を期するための専門的な教育を行っているほか、留置管理業務に従事する職員に対し、条約の原則及び規則に即した指導等を実施している。</p>
<p>教育機関</p>	<p>現在、各学校において、学校教育活動全般を通じ、児童の権利とその尊重などについて指導が行われている。現職教員の研修については、都道府県教育委員会等において、法定研修である初任者研修</p>

	をはじめ、教職年数に応じて行われる研修等の機会に人権に関する内容を取り上げているところもある。また、国が行うべき研修を実施している独立行政法人教員研修センターにおいても、学校教育における人権教育の一層の充実を図るため、各地域で中心的な役割を担う教職員等を対象に人権に関する内容の研修を実施している。教育委員会の担当者等を対象とする各種研修・会議を通じ、本条約についての知識普及に努めている。
児童相談所等福祉部局	2016年6月、児童福祉法を改正し、児童相談所における児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）及び要保護児童対策調整機関の専門職の研修義務化等を行ったところである（2017年4月施行）。
相談機関の担当者	児童の健全な育成、人権侵害の防止や早期発見等に努めるため、青少年に関する相談窓口を設け、専門員等が随時相談に応じている。例えば、法務局、児童相談所、教育センター、少年補導センター、少年鑑別所、都道府県警察本部の少年課等や警察署など種々の機関に相談窓口が設けられている。 窓口への相談等に対し、迅速かつ適切な対応を図っていくには、これらの相談機関の充実強化と相談機関相互の連携が重要であるため、全国を6ブロックに分け、各ブロックごとに相談機関の担当者の参加による連絡会議を開催している。

（児童の最善の利益，児童の意見の尊重）

8. 警察では、2004年4月に作成した「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」に基づき、少年の非行防止及び少年の保護に関する総合的な対策を推進している。

9. 警察では、児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、児童の安全を直接確認するため、警察官の現場臨場や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等の措置を講じている。また、事案の緊急性・重大性を検討し、的確な事件化を行っているほか、児童の保護や児童相談所への通告を行うなど、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を図っている。

（生命，生存及び発達に対する権利）

10. 警察では、

- ①通学路等における警戒活動等の推進及び犯罪発生時の迅速的確な活動
- ②不審者情報等の迅速な把握と地域住民等へのタイムリーな提供

- ③児童の緊急避難先となる「子供110番の家」の指定やボランティア団体との合同パトロールの実施など、自主防犯活動への支援
- ④関係機関、団体等との連携による地域における見守り活動の推進
- ⑤子供に危険を回避する能力を身につけさせるための参加・体験型の被害防止教育の推進等子供を犯罪から守るための対策に取り組んでいるところである。

また、道路や公園等の公共施設における植栽の剪定等による見通しの確保や防犯灯、防犯カメラ等の整備促進等により、犯罪被害に遭いにくい環境整備を図る「安全安心まちづくり」についても市町村等と連携して推進している。

さらに、2008年3月、アニメキャラクターを採用した子供防犯テキストを作成し、全国の小学校、警察署等に配布するとともに、警察庁ホームページに掲載して被害防止教育の促進を図っている。

2009年4月、全国の警察本部に、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙、指導・警告を講じる先制・予防的活動を行う子供女性安全対策班を設置し、性犯罪等の未然防止に努めている。

2005年6月から13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施している。また、2011年4月からは、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行っている。

11. 法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、児童のいじめや虐待の問題をテーマとした講演会や研修会の開催、啓発冊子の配布、啓発ビデオの作成・貸出し等、各種啓発活動を実施している。また、いじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、児童が相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として、主に小・中学生を対象に、人権教室を実施している。

さらに、人権相談所を設置しているほか、2006年から、料金受取人払の封筒兼便せん「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童に配布し、また、2007年から、専用相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤル化するとともに、インターネット相談受付システム（SOS-メール）を設置するなどして、児童の人権にかかわる相談に応じ、適切な助言をしたり、関係機関を紹介するなどしている。

これらの相談を通じ、暴力や虐待等、児童に対する人権侵害の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

(私生活の保護, 肖像の保護)

12. 少年被疑者の呼び出し、取調べに当たっては、

(1) 警察施設へ呼び出すよりも、警察職員が自ら家庭へ出向く又は警察施設以外の施設に呼び出すことが適切であると認められる場合においては、その方法による。

(2) 取調べ時刻はできる限り、少年の授業中若しくは就業中の時間又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べ時間は、長過ぎないようにする。

など、少年の特性に配慮した取調べを行っている。

(情報へのアクセス, 有害な資料からの保護)

13. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づき、関係府省が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の関連施策を推進している。

14. 青少年を取り巻く有害環境については、都道府県の青少年育成条例によって規制が行われており、内閣府では、各都道府県の条例等の制定状況や有害図書類等の指定状況などの最新の状況を情報提供して、都道府県の取組を支援している。

15. 経済産業省は、インターネット上の有害情報に対する格付け基準やフィルタリングの在り方等について、協議会の開催を通じて民間の検討を支援し、同協議会においてレイティング基準の策定・改訂や望ましいフィルタリングの在り方についての判断基準の策定等を行った。

16. また、経済産業省は、インターネットの安全・安心な利用に資するべく、青少年・保護者・学校関係者等を対象としたセミナー、青少年の教育啓発に取り組む指導者等を対象とした研修会、インターネットの一般利用者を対象としたインターネット安全教室などを開催してきた。

17. プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報の削除が迅速かつ適切に行われるよう、判断基準等の指針を示した民間ガイドラインが2006年11月に作成され、その後、継続的に改訂されている。総務省は、同ガイドラインの作成及び改訂について支援を行っている。

18. また、児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、2008年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、青少年による携帯電話向けフィルタリングの利用を促進している。

19. 総務省では、小・中学生及び高校生向けに開発した教材の教育関係者等への貸し出しの他、総務省Webサイトの「放送分野におけるメディア・リテラシー」のページに小・中学校教員を対象とした授業実践パッケージの掲載を行うなど、放送分野における青少年のメディア・リテラシー向上を図っている。

20. 少年の健全育成の妨げとなる有害情報から少年を保護するため、警察では、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等少年に有害な雑誌やビデオなどを取り扱う店舗の営業実態、自動販売機の稼働状況等の実態把握や、年齢確認、区分陳列の徹底等、自主的措置の促進について営業者への指導・要請を実施するとともに、警告及び取締りを推進している。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は、アダルトDVD等を販売し、又は貸し付ける営業を営む者が、わいせつ物頒布又は児童ポルノ頒布等の罪を犯した場合には、営業停止を命ずることができると規定しており、警察では、同法に基づいた措置を講じることとしている。

21. インターネット上に違法・有害な情報が氾濫しているほか、インターネットの利用に起因する福祉犯被害等が増加し、少年への影響が憂慮される状況であることから、警察では、各種法令を適用して違法情報の取締りを推進しているほか、不適切な書き込みを行った児童に対し指導等を行うサイバー補導や、違法・有害情報の削除依頼、警察への通報等を行うインターネット・ホットラインセンターの運用等の取組を推進している。

22. インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等を防止するため、2015年7月に策定された「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」を踏まえ、警察では、携帯電話事業者に対するフィルタリングの推奨に係る指導・要請活動や、保護者に対する啓発活動の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進など、関係機関と連携した児童のインターネットの安全利用に向けた取組を行っている。

23. 文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策の推進として、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウム

の開催、各地域における先進的な取組の支援、いわゆるネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施、普及啓発資料の作成・配布、全国フォーラムの開催などの取組を関係府省庁、自治体、民間団体等と連携して実施している。

24. 2001年から専門家、学識経験者から成る社会保障審議会福祉文化分科会が設置され、優良児童福祉文化財の推薦業務を行っている。2015年度における推薦件数は、出版物38点、舞台芸術14点、映像・メディア等20点であった。

(児童がヘルプラインを活用できること)

25. 警察の「ヤングテレホンコーナー」(少年相談窓口)については、第3回政府報告パラグラフ329参照。

(障害者)

26. 2015年5月現在、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数は90,270人、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は201,493人、特別支援学校(幼稚部から高等部まで)に在籍する幼児児童生徒数は137,894人である。なお、特別支援学校に在籍する児童生徒等について、障害者基本法第16条の「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」との規定等を踏まえ、小・中学校等に在籍する障害のない児童生徒との交流及び共同学習が行われている。また、我が国では、義務教育段階において、病弱・発育不全を理由として保護者の申し出により就学猶予・免除を受けている児童生徒は、2015年度は40人である。

27. 就学先決定の在り方については、2013年8月に学校教育法施行令を改正し、就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするとともに、保護者及び専門家からの意見聴取の機会を拡大した。就学先は、本人、保護者の意向を可能な限り尊重し、教育委員会が決定することとなる。

28. 小・中学校等においては、日常生活上、学習生活上のサポート等を行う

特別支援教育支援員の配置等による支援が行われている。特別支援教育支援員配置のための地方財政措置は年々拡充されており、2016年度については、前年度から4,100人増の53,800人分を措置している。

29. 特別支援教育就学奨励費については第3回政府報告パラ352参照。

30. 小・中学校の学習指導要領において、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画等を作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的に行うこと、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることのほか、誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努めること、障害のある人々などとの触れ合いを充実するよう工夫すること等を指導することが規定されている。

31. 特別支援学校学習指導要領においては、障害種ごとの配慮事項が規定されている。視覚障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の配慮事項として、小中学部においては「児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること」等が規定されており、これらを踏まえた指導が行われている。また、聴覚障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の配慮事項として、例えば小中学部においては「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること」等が規定されており、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段を選択・活用した指導が行われている。なお、小・中学校の通級による指導や特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を柔軟に編成することとしている。

32. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、障害のある児童生徒のための文字や図形等を拡大した教科書や点字教科書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図ることとされている。

33. 教育職員免許法等において、幼稚園、小・中学校、高等学校の教諭の普

通免許状を取得するためには、特別支援教育に関する事項を含んだ科目の単位を修得しなければならないこととされている。また、特別支援学校の教員は、原則として特別支援学校の教諭の免許状を有していることが必要である。

34. 教育基本法の趣旨も踏まえ、政府の障害者基本計画において、障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進するための配慮及び福祉、労働等との連携の下での、就労支援の充実を図ることとしている。また、高等教育における支援の推進として、障害のある学生への情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

35. (最終見解パラグラフ8, 58, 59 (d) (e) (g)) 障害者スポーツは、競技性が高まっていること等を踏まえ、2014年度より厚生労働省からスポーツ振興の観点が強いのを文部科学省に移管したところである。また、2015年10月にスポーツ庁が発足し、障害者スポーツの競技力向上と裾野の拡大の両面の取組を推進しているところである。特に、裾野の拡大については、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、相互に一体となって地域における障害者スポーツの推進に取り組んでいる。

36. 「発達障害者支援法」に規定する発達障害者支援センターでは、発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害のある児童を含む発達障害者及びその家族に対する専門的な相談・助言、自治体職員や福祉従事者等を対象とする研修などを行っている。

37. 発達障害者の支援体制については第3回政府報告パラ349参照。

38. 2015年2月に策定された「開発協力大綱」においては、開発協力の適正性確保のための原則として公正性の確保・社会的弱者への配慮を挙げており、障害者等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を行い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行ってきた。

39. 我が国は、「国連障害者基金」に対し2006年から2015年の10年間で累計約36.5万米ドルを拠出しているほか、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に対し、ほぼ毎年障害者関連支援プロジェクトに資金拠出を行っている(2015年度は5万米ドルのイアマークを承認)。

（健康及び保健サービス）

40. 学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断並びに学校における健康診断及び健康相談が行われている。

41. 我が国では2007年に、母乳育児の利点を踏まえ、保健医療従事者向けに「授乳・離乳の支援ガイド」を策定し、母乳で育てたいと思っている人が、無理せず自然に実践できる環境を整える観点から、母乳育児の支援を進めるポイントを示すなど、母子の健康の維持及び健やかな母子・親子関係の形成のための支援を推進している。

42. 母子保健行政の一環として、市町村保健センター等において、思春期の女性等に対して、性や避妊に関する知識の普及や、人工妊娠中絶の影響などについての相談指導を行う「健康教育事業」や性教育や避妊、人工妊娠中絶の影響について、保健所の保健師や受胎調節実地指導員による指導や情報提供を行うなど女性の主体的な避妊を支援するための施策を実施しているところである。

43. 近年、我が国における低出生体重児（2,500g未満）の割合は、生殖補助医療の普及による多胎出産の増加等により増加傾向にある。また、周産期医療体制の整備等により低出生体重児の死亡率は減少傾向にある。

44. 2015年4月から開始した母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」において、児童・生徒における痩身傾向児・肥満傾向児の割合の減少や朝食を欠食する子どもの割合の減少などを目指し、関係者や関係団体、国民、地方公共団体、国等が一体となって、取組を推進している。

45. 障害児を入所等させて、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与等を行う場として、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設等が設けられている。

46. 障害児やその保護者からの相談に応ずるため、保健所等により母親（両親）学級等の集団指導や家庭訪問等の個別指導による保健指導が行われているほか、身体の機能に障害のある児童や機能障害を将来起こすおそれのある児童に対して、早期に適切な治療や福祉の措置が受けられるように療育の指導が行われている。また、障害のある児童に対しては、障害者総合支援法等に基づく居宅介護や児童福祉法に基づく児童発達支援等により、在宅生活を支援してい

る。

① 日常生活用具の給付

日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付又は貸与を行っている。

② 居宅介護

障害児（者）が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴等の介護、その他の生活全般にわたる援助等を行うことにより、障害児（者）の自立と社会参加を促進し、もって障害児（者）の福祉の増進を図っている。

③ 児童発達支援等

障害児に対し、障害児の自立の支援、社会生活への適応性の向上等に資するよう、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

47. 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度を2015年1月から実施している。

48. 心の問題といった現代的な健康課題の解決を図るために、学校生活における健康管理に関する調査（2013年度）や、非常災害時の子供の心のケアに関する調査（2012年度）などを実施し、児童生徒の健康課題の現状について把握するとともに、教職員等を対象にしたシンポジウム・講習会を開催し、学校における保健管理や保健指導の在り方についての普及・啓発を行っている。

さらに、地域における学校保健に関する課題解決に向けた取組及び教員等の指導者の育成に係る取組を支援する事業や、教師用参考資料や心のケアに関する保護者用パンフレットの作成・配付などを実施している。

（薬物乱用）

49. 警察では、少年の薬物乱用を防止するため、薬物事犯の取締り、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等により、薬物の供給の遮断と需要の根絶を図る等の対策に取り組んでいる。

また、学校その他の関係機関等と一層の連携強化を図り、街頭補導活動等を通じて、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めている。

50. 2015年中の少年の薬物事犯検挙人員は、覚醒剤事犯119人、大麻事犯144人、シンナー等有機溶剤事犯7人である。

5 1. 警察では、少年が酒類やたばこを容易に入手できないようにするため、関係機関と連携の上、関係団体や営業者に対し、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法に基づく年齢確認の徹底等の指導・要請を実施しているほか、悪質な営業者に対する法令を積極的に適用した取締りや、関係団体・営業者に向けた再発防止のための自主的措置の促進、少年等に向けた飲酒・喫煙が及ぼす悪影響についての広報啓発の推進等、少年の保護及び健全育成のための取組を推進している。

5 2. 学校における薬物乱用防止教育は、学習指導要領に則り、体育科、保健体育科などを中心に学校教育活動全体を通じて行われている。また、中・高等学校において警察官OBや学校薬剤師等の外部の専門家が指導を行う薬物乱用防止教室が開催されるよう、各都道府県教育委員会等を指導している。また、薬物乱用等を含む児童生徒の様々な問題を総合的に解説した教材の作成・配布、競技場等の大型ディスプレイを活用した広報啓発活動、シンポジウムの開催を行っている。

5 3. 我が国は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への拠出を通じ、東南アジア地域やアフガニスタン、中央アジア地域等で、積極的に薬物対策支援を行っている。特に、近年その乱用が問題視されている危険ドラッグ等の合成麻薬対策や、青少年を含む薬物使用者に対する需要削減のための啓発及び治療を行うプロジェクトへの支援を継続して行っている。

5 4. 厚生労働省としては、2000年からは「健康日本21」、2013年からは「健康日本21（第二次）」において、「未成年者の喫煙、飲酒をなくす」ことを目標に掲げ、シンポジウムや地方自治体の担当職員等への研修により、未成年者の喫煙及び飲酒の健康影響等について啓発を行っている。また、我が国は2004年6月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を締結しており、さらに、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することを目的として、たばこ対策関係省庁連絡会議を開催している。

今後とも、パンフレット、インターネット等の手段を活用して、喫煙、飲酒による健康影響について正確な情報提供を図り、更に広く国民的な議論を喚起しつつ、「未成年者の喫煙、飲酒をなくす」という目標の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたい。

5 5. 刑事施設においては、特定の事情を有することによって改善更生、円滑

な社会復帰に支障が認められる者を対象とした特別改善指導として、薬物依存離脱指導を行っており、薬物依存からの回復に取り組む民間自助団体等の協力を得るなどして、今後、薬物に手を出さないで生活していくための具体的な方法を考えさせる指導を行っている。

56. また、少年院においては、2011年に薬物非行の防止をテーマとした矯正教育プログラムを開発し、2012年からの重点指導施設4庁を選定しての試行を経て、2013年からは全少年院において同プログラムを導入しており、実施状況を踏まえた見直しを含め、指導の充実を図っている。

57. 薬物事犯で保護観察に付された者に対しては、薬物の再乱用防止の具体的な方法を習得させるなどの指導を実施している。また、医療機関や薬物依存者のための自助グループ等との連携を深め、薬物依存者に対する地域支援の充実を図っている。

(社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び施設)

58. 放課後児童健全育成事業については、2015年4月から対象児童を小学生までとし、受入児童数の拡大を図るとともに、設備運営基準及び運営指針を策定し、一定水準以上の質の確保を図っている。2015年5月現在、22,608ヶ所において実施、登録児童数は1,024,635人となっている。右事業に対し、国、都道府県及び市町村はそれぞれ1/3の交付金を出している(子ども・子育て支援交付金)。

(教育についての権利)

59. 警察では、退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。

60. 日本語指導教材や指導資料の作成・配布、外国人児童生徒を受け入れている学校への教員の加配、外国人児童生徒を担当する教員の研修を行っているほか、外国人児童生徒の受入体制整備等を行っている自治体を支援する事業を実施している。さらに、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施ができるよう、学校教育法施行規則を一部改正した。

61. 第3回政府報告パラグラフ397に関し、我が国では、満6歳から満1

5歳までの児童は、小学校及び中学校に就学することとされている。なお、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

62. 第3回政府報告パラグラフ397に関し、幼稚園教育に関して、2013年現在、約54%の5歳児が幼稚園に入園している。

63. 第3回政府報告398に関し、授業料については、国及び都道府県の行う所得に応じた授業料支援により77%の生徒が最高で無償となるまでの支援を受けている。また、授業料以外の教育費について、返済不要の給付型・貸与型の奨学金が利用できる。

64. 第3回政府報告402に関し、中高一貫高については、2014年現在、全国で541校となっている。

(休息、遊び、余暇、レクリエーション、文化的及び芸術的活動)

65. 我が国においては、2012年3月にスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「スポーツ基本計画」を策定したところであり、2012年度から本計画に沿ってスポーツに関する施策を推進することとしている。

生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためには、ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことが必要不可欠である。スポーツ基本計画に基づき、各市区町村に少なくとも1つは総合型クラブが育成されることを目指し、総合型クラブの創設支援やネットワークづくり等を行っているところであり、総合型地域スポーツクラブの市区町村における総合型クラブの設置率は平成26(2014)年度7月の時点で80.1%となっている。

スポーツ少年団は全国で34,036団体が活動しており(2014年度現在)、子供たちに地域を基盤としたスポーツの場を提供している。

(経済的な搾取)

66. 警察に相談があった場合は、相談場所や言語に配慮して対応することとし、人身取引被害者の認知・把握に努めている。

(売買、人身取引及び誘拐)

67. 我が国は、2014年11月、ASEANとともに、「テロ及び国境を越

える犯罪と闘う協力のための日・ASEAN共同宣言」を採択しており、その中で「人身取引」は8つの優先協力分野の1つとしている。

68. 我が国は、インドネシアと豪州の共催による「人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」のフォローアップ・プロセス（「バリ・プロセス」）に関し、作業部会への専門家の派遣や本プロセスのウェブサイト維持費の拠出などを通じ、密入国や人身取引の問題に係る関係国間の情報共有の向上に努めている。

69. 我が国は、人身取引対策が必ずしも十分でない国々に対する能力向上支援を積極的に行っている。例えば、我が国が設置を主導した「国連人間の安全保障基金」を通じ、人身取引対策を含む地域コミュニティの能力強化事業への支援を行うとともに、UNODC（国連薬物・犯罪事務所）が管理する「犯罪防止刑事司法基金」を通じて、東南アジアやアフリカ地域の法執行職員に対する研修事業等を支援。

（他の形態の搾取）

70. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、指定暴力団員による少年に対する加入強要等の行為を禁止することを規定している。これらの規定を適用し、少年に指定暴力団への加入を強要したり、指定暴力団からの脱退を妨害した指定暴力団員に対し行政命令を発出するなど、暴力団からの少年の保護を図っている。

（少年司法の運営）

71. （最終見解85（g））少年が社会復帰し、社会での建設的な役割を担うことが促進されるようにするため、新たな種目として、ビジネススキル科（パソコン基礎課程）を開設し、少年刑務所における職業訓練の更なる充実を図っている。また、少年院における職業指導も積極的に実施されており、2015年中の少年院出院者2,879人のうち、1,345人が各種の職業指導の種目に関する資格、免許を取得している。また、少年院では教科指導も積極的に行われており、2015年中、在院中に中学校の卒業証書もしくは修了証明書を授与された者は184人となっている。

72. 少年に対する保護観察としては、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者、少年院からの仮退院を許された者、少年刑務所から仮釈放を許された少年及び保護観察付執行猶予に付された少年に対する保護観察がある。これ

らの保護観察は、保護観察所の保護観察官及び保護司によって、少年が遵守事項を遵守するよう指導監督するとともに、必要な援助をすることにより実施され、遵守事項の設定や保護観察の実施に当たっては、対象少年の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境を十分斟酌しつつ、対象少年が善良な社会の一員となることを促進するために最もふさわしい方法が採られている。

さらに、少年の自己有用感、規範意識、社会性の向上を目的とした社会貢献活動を行わせるなど、非行の態様や個々の少年の抱える問題性に適切に対応し、効果的な処遇に努めている。

73. 個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成るサポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

警察では、都道府県警察に設置された少年サポートセンターを中心に、関係機関等と連携して、非行、犯罪被害等の問題を抱えた少年に対する指導、助言等、少年の立直り支援活動を行っている。

74. 弁護士としての活動は以下のとおりと承知している。

(1) 日弁連機関誌「自由と正義」2010年12月号で、国連子どもの権利委員会総括所見と子どもの権利基本法について特集を組み、パンフレット「国連からみた日本の子どもの権利状況」を作成して「罪を犯した子ども」の項目で国連基準に適合させるよう勧告がなされたことなどを説明し、書籍「問われる子どもの人権」を出版して、フォローアップとした。

(2) 日弁連は法に抵触した子どもに対する手続保障のため、国費で弁護士をつける全国的な国選付添人制度の実施に向けて、「全面的国選付添人制度実現本部」を設置して、少年司法の領域における国連準則に基づき、毎年、全国付添人経験交流集会における研修や、各地の弁護士会・弁護士への研修を開催し、上記研修の中で、子どもの権利条約に言及するようにしている。また、子どもの権利条約に基づき、日弁連及び各地の弁護士会は、付添人活動に関するマニュアル（手引き）等を作成している。

(3) 日弁連は2015年3月19日付けで「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」をとりまとめ、関係省庁に提出した。

Ⅱ. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の 選択議定書

(広報、意識啓発、研修)

75. 以下のとおり。

警察庁	<p>(出会い系サイト)</p> <p>警察では、児童買春・児童ポルノ等の犯罪被害の温床となり易い、出会い系サイトを利用することの危険性や、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の内容について、都道府県警察を通じて、全国の中学校・高校にリーフレットを配布するとともに、これらリーフレットの他、被害防止のための対応策等を警察庁ホームページに掲載し、広報啓発活動を行った。また、都道府県警察に、出会い系サイトを利用しないよう呼び掛けるための広報啓発DVDを配布した。</p> <p>その他、近年、コミュニティサイトに起因する児童の福祉犯被害が増加していることを受け、保護者向けのリーフレットを配布するなど保護者に対する啓発活動の強化や、携帯電話事業者に対するフィルタリング利用の推奨に係る要請の徹底のほか、非行防止教室等においてインターネットの特性や危険性について啓発するなど児童の情報モラル向上のための取組などを推進している。</p> <p>警察では、警察職員に対し、各種研修等あらゆる機会を通じて、人身取引事犯対策についての教養を実施している。</p> <p>(児童ポルノ、児童虐待)</p> <p>児童ポルノ事犯、児童虐待事件に関する統計資料や事件の概要を、警察のホームページ等で公表し、被害防止のための広報啓発活動を実施している。</p> <p>さらに、関係省庁と連携し、児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止に関するポスターを警察署の掲示板に掲示、リーフレットを配布するなど広報啓発に努めている。</p> <p>(児童虐待)</p> <p>児童虐待について、児童の保護及び保護者への支援を行う警察職員に対し、採用時教育等の機会を活用して、早期に児童虐待を発見するための観点や児童虐待防止法の内容等について指導、教育を行うとともに、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携のあり方等、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための研修を実施している。特に、各都道府県警察本部において児童虐待防止対策の業務に従事する警察職員については、関係機関との行動連携の在り方を含めた児童虐待への対応要領について研修を実施している。</p> <p>(人身取引)</p>
-----	--

	<p>2005年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。</p> <p>また、警察庁では、2015年1月から、人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発映像（日本語、英語、タイ語の各字幕つき）をホームページに掲載している。</p> <p>警察では、全国会議等において、警察職員に対し、議定書及び児童買春・児童ポルノ禁止法の改正概要について周知を図り、これらの事犯に対する取締り等に努めている。</p> <p>（被害者）</p> <p>警察学校において、新たに採用された警察官や昇任する警察官に対し、児童の権利や女性に関する人権教育を行っているほか、女性に対する暴力事案の捜査要領の授業において、女性被害者の人権への配慮について理解させるための教育を行っている。また、性犯罪や児童虐待事案の捜査、被害児童の保護・支援に従事する職員に対し、被害児童の人権に配慮した適正な職務を遂行する上で必要な知識・技能等を修得させるための専門教育を行っている。</p> <p>警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。</p>
法務省	<p>法務省の人権擁護機関では、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関するものを含め、未来を担う児童の人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」、「人身取引をなくそう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会や研修会の開催、啓発冊子の配布、インターネット広告の掲出等、各種啓発活動を実施している。</p> <p>その一環として、「インターネットと人権」をテーマとした啓発教材を作成し、全国の高校1年生に配布するなどし、各種啓発活動で活用している。</p> <p>（児童売買議定書・最終見解パラグラフ39（c））検察官については、その経験年数等に応じた各種研修において、司法面接を研究している大学院教授等による児童の事情聴取方法に関する講義を実施している。</p> <p>矯正施設の職員については、継続して、矯正研修所及び同支所（全国8か所）等の各種研修において、児童虐待問題を始めとする人権問題に係る研修科目を受講させるなど研修を実施し、議定書の内容</p>

	<p>等の更なる周知を図っている。</p> <p>保護観察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、児童を含む犯罪被害者の心情等について学ぶカリキュラムを設定し、犯罪被害者に配慮して保護観察等に当たるよう徹底を図っている。</p> <p>入国管理局職員については、各種研修プログラムの中で、外部講師（大学教授等）等により、児童の権利に関する条約を含む人権関係条約等の教育を行っている。</p> <p>裁判官の研修を担当する司法研修所では、児童を含む犯罪被害者に対する配慮をテーマとする研修を実施し、裁判官の意識を高めている。</p>
厚労省	<p>「児童虐待の防止等に関する法律」では、保護者による児童へのわいせつな行為等を性的虐待と定義し、これを禁止している。また、厚生労働省では、児童虐待の防止に向け広報・啓発を積極的に取り組んでいる。</p> <p>さらに、児童虐待対応のノウハウをまとめた「子どもの虐待対応の手引き」を作成し、子どもが自ら保護を求めてきた場合の対応や性的虐待への対応などについて詳しく解説することにより、児童相談所職員や児童福祉施設職員等による虐待への適切な対応が図られるよう支援している。</p>
文科省	<p>学校教育の場において、児童買春及び児童ポルノの加害者や被害者とならないような指導等を、生徒指導や人権教育を通じて行っている。また、学習指導要領を踏まえ、異性の尊重、情報への適切な対応や行動の選択が必要となることについて取り扱っているほか、情報モラルに関する指導の充実を図るため、指導主事等を対象とした研修の実施や教員用指導資料などを作成し全国の教育委員会に配付している。</p> <p>さらに、青少年に対する普及啓発活動を推進するために啓発資料を作成し、全国の小・中・高等学校等へ配布している。</p>
観光庁	<p>「人身取引対策行動計画2009」の決定を受け、国土交通省観光庁から旅行業界に対し、児童買春等の防止について適切に対応するよう通達を行って、人身売買の国内における防止対策を行った。</p> <p>世界観光機関（UNWTO）と連携し、観光による子供の搾取の撲滅等、責任ある観光を実現するための諸事項を定めた「UNWTO世界観光倫理憲章」の国内普及活動を実施した。特に昨年度はUNWTOによる同倫理憲章和訳版の発行や、我が国の民間部門に対</p>

する普及活動を支援した。

(児童売買等の禁止)

76. 人身売買罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加えたことについては、第3回報告パラ20参照。

77. 出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する児童買春等の児童被害を防止するため、警察では、出会い系サイト事業者に対して、法に基づき、児童の利用防止のための必要な措置が確実に講じられているか確認し、必要な指導及び取締りを行っているほか、コミュニティサイト事業者に対しては、自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働き掛けを行うなどしている。さらに、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発、インターネットを通じた児童被害に係る犯罪の取締りやサイバー補導、児童ポルノ等の違法・有害情報に対するサイバーパトロール等を推進している。

78. 警察では、人身取引被害者に対して、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行っている。また、被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合には、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めている。

79. 弁護士としての活動は以下のとおりと承知している。

(1) 2011年8月19日付け「子どもの司法面接制度の導入を求める意見書」とりまとめ

児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(a)に応え、子どもの司法面接制度を導入すべきとする意見書を取りまとめ、関係省庁に提出した。

(2) 2015年3月23日 日弁連刑事弁護センター供述分析研究会「司法面接」研究者である心理学者の仲真紀子教授(北海道大学大学院)を講師に招聘し、「子どもの供述の鑑定と司法面接について」と題して講演会を行った。

80. 海外において児童買春を行った事件等については、児童買春・児童ポルノ法の国外犯処罰規定を適用して処罰している。

Ⅲ. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

(広報, 意識啓発, 研修)

8 1. 以下のとおり。

防衛省	防衛省においては、防衛大学校、自衛隊の学校等において「児童の権利に関する条約」等について教育を行っている。今後ともこれら教育をより充実させ、一層の普及に努めていく。
P K O	内閣府P K O事務局では、国際平和協力業務のため現地派遣される司令部要員、部隊要員、及び連絡調整要員に対し、「児童の権利に関する条約」に係る派遣前研修を行っている。
警察	警察では、警察学校において、新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、児童の権利等の人権教育を行っているほか、児童の福祉を害する犯罪の取締りの授業において、議定書の禁止規定に対応する児童福祉法及び労働基準法について教育を行っている。また、少年の福祉を害する犯罪の取締りに従事する警察官に対し、事件捜査及び児童の保護に関し、適正な職務を遂行する上で必要な知識・技能等を修得させるための専門教育を行っている。

(了)